

七 企業に格差の課税に関する閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (53) (略) (54) 配当政策 a ~ c (略) d <u>会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。</u></p> <p>(55) ~ (66) (略) (59) 経理の状況 a ~ c (略) d 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。 e~h (略) i <u>財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p>(60) ~ (66) (略) (67) 財務諸表 a ~ d (略) (削る)</p> <p>e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満で</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (53) (略) (54) 配当政策 a ~ c (略) (新設)</p> <p>(55) ~ (66) (略) (59) 経理の状況 a ~ c (略) d 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。 e~h (略) (新設)</p> <p>(60) ~ (66) (略) (67) 財務諸表 a ~ d (略) e <u>財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。</u> <u>ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</u></p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満で</p>

あるときは、記載を要しない。

(68) (略)

(69) 損益計算書

a (略)

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。
なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。
ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合にあつては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

(70) ~ (72) (略)

(73) 主な資産及び負債の内容
(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。
ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a ~ e (略)

(74) ~ (87) (略)

あるときは、記載を要しない。

(68) (略)

(69) 損益計算書

a (略)

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。
なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

(70) ~ (72) (略)

(73) 主な資産及び負債の内容
(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。
ただし、附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a ~ e (略)

(74) ~ (87) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (7) (略) (8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（p）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略) (9) ・ (10) (略)</p>	<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (7) (略) (8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（p）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略) (9) ・ (10) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (33) (略) (34) 配当政策 a・b (略) c <u>会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。</u></p> <p>(35) ~ (46) (略) (47) 財務諸表 a (略) b 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47) (bを除く。) から (52) までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。) から (52) までに準じて記載すること。 c・d (略) (削る)</p> <p>e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (33) (略) (34) 配当政策 a・b (略) (新設)</p> <p>(35) ~ (46) (略) (47) 財務諸表 a (略) b 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47) (bを除く。) から (52) までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。) から (52) までに準じて記載すること。 c・d (略) e <u>財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。</u> <u>ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</u></p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (26) (略) (27) 財務諸表 a ~ c (略) (削る)</p> <p>d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (26) (略) (27) 財務諸表 a ~ c (略) d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「3 その他」に記載すること。 ただし、消滅した会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>

改正案	現行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g (略) (a)・(b) (略) (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 ① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。 ② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 h・i (略) (2)～(51) (略) (52) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第131条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略) (53) 財務書類 a (略) (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。 この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。 ①～③ (略) (b) (a)の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。 (c) 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。 b・c (略) (54)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g (略) (a)・(b) (略) (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 ① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。 ② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 h・i (略) (2)～(51) (略) (52) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第129条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略) (53) 財務書類 a (略) (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。 この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。 ①～③ (略) (b) (a)の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第129条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。 (c) 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。 b・c (略) (54)～(69) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g (略) (a)・(b) (略) (c) (略)</p> <p>① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(33) (略)</p> <p>(34) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第131条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略)</p> <p>(35)～(48) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g (略) (a)・(b) (略) (c) (略)</p> <p>① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(33) (略)</p> <p>(34) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第129条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略)</p> <p>(35)～(48) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(26) (略)</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(26) (略)</p>

